

議題:会則改定の件

会則 16 条を以下の朱書きのように改訂いたします。

役員および職員(役員)第16条

本会に次の役員を置く。会長1名、副会長3名以内、理事 33 名以内、監事3名以内、および評議員150名以内とする。2. 前項の役員その他、細則に基づき、参与ならびに顧問を置くことができる。

ただし理事定数については理事会の議を経て臨時的に変更できるものとし、細則で定めるものとする。

【ご参考】関連する細則

細則改訂

●「8」第 16 条役員

参与の人数は、維持会員および賛助会員から就任する参与を除き、理事の数を超えない範囲とする。

②従前の「理事の数の半数を超えない」を、「理事の数を超えない」とする。

細則追加

●「8-2」第 16 条役員

理事定数を臨時的に増員する。①会則第 16 条で定める理事 33 名のところ、第 15 期および第 16 期にあつては企業(営利法人)に所属する会員から選任する理事(以下企業所属理事という)の枠を 10 名設ける。②従来から就任している企業所属理事もこの枠に含める。③よって理事定数は 43 名以内とする。④第 15 期および第 16 期において設定した 43 名の理事定員は、第 17 期にあつては 5 名減員して理事定数を 38 名とし、内、少なくとも 8 名は企業所属理事とする。⑤第 17 期に 38 名あつた理事定数は第 18 期にあつては 33 名とし、少なくとも 6 名は企業所属理事とする。⑥第 19 期以降は第 18 期の継続とする。

②第 15 期とは 2025 年 9 月に開催する総会から2年後に開催する総会までのおおむね2年間をいう。以下同様に解するものとする。

●「14-2」第 25 条(理事会)

会則第 25 条により理事会は理事をもって構成し、その構成員は以下の通りとする。①理事会の構成員は第 15 期および第 16 期において理事 43 名以内、正副会長4名以内、計 47 名以内である。②第 17 期では理事 38 名以内、正副会長 4 名以内、計 42 名以内とする。③第 18 期では理事 33 名以内、正副会長 4 名以内、計 37 名以内とする。④第 19 期以降は第 18 期の継続とする。